

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 29

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43811

繩張與特別指置法案等

条約課長
法規課長

アメリカ局長
参事官
（安全保護課長）
北米第一課長

郵政省関係「沖縄の復帰」件、特別措置
法案、及び「同政令案」につき

46. 8. 3

東北一

3日後、郵政省電波監理局法規課課長
(山口事務官)は島津と來訪、VOA、極東

放送局の取扱いに関する標記法令案
(別添1及2)につき、6日から法制局

の審査を受けることとなり、左内容につき
事前に外務省の意見を伺ふ旨を要請され

なお、右政令案中、極東放送の日本語放送局
をはじめ、その他無線局の免許の有効期間を1

年間とするのは、復帰後から無線局が電波法上
免許されるための準備期間とし、1年間十分である。

あわせてお詫び申す。本件につき何ぞご不明な点
がござれば、速急に御連絡下さい。

GA-6

外務省

沖縄振興開発特別措置法案骨子

第一章 総 論

第一

目的

沖縄の復興に係ない、沖縄の特殊事情にかんがみ、沖縄以外の地域との格差をすみやかに是正するとともに、産業の育成振興、住民福祉の向上等の措置を講ずることにより沖縄の県民生活の安定向上に資するため、特別措置としての総合的な沖縄振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を策定し、及びこれに基づく事業を推進することを目的とする。

第二章 振興開発計画及び振興開発事業の実施

第二 振興開発計画

振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとすること。

一 土地（公用水面を含む。以下同じ。）の利用に関する事項

二 水資源の開発確保に関する事項

三 中小企業の振興に関する事項

四 海空路、道路、港湾、空港等交通施設及び通信施設の整備に関する事項

五 水資源及びエネルギーの開発確保に関する事項

六 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保に関する事項

七 雇用の安定に関する事項

八 教育文化の振興に関する事項

九 國土の保全及び防災に関する事項

十 自然の保護及び観光開発に関する事項

十一 嶽島の振興に関する事項

一二 公害防止に関する事項

十三 前各号に定めるもののほか沖縄の振興開発に関し必要な事項

2 振興開発計画は、昭和四十七年度を初年度とし、十箇年を目途とした

内容のものとすること。

第三 振興開発計画の作成及び決定

沖縄県知事は、振興開発計画の案を作成し、沖縄開発庁長官に提出するものとし、沖縄開発庁長官は、振興開発計画の案に基づき、沖縄振興開発審議会の審議を経て、振興開発計画を決定するものとすること。

第四 国の負担割合又は補助の割合の特例等について定めること。

第五 沖縄の道路にかかる特例

沖縄の区域内の地方道で、振興開発のため特に必要があるものとして建設大臣が沖縄開発庁長官と協議して指定したものの新設又は改築については、振興開発計画に基づいて建設大臣が行なうことができるものとすること。

2 前項の指定は、道路管理者の申請に基づいて行なうものとすること。

第六 沖縄の河川にかかる特例

沖縄の区域内の二級河川で沖縄の振興開発のため特に必要があるものとして建設大臣が沖縄開発庁長官と協議して指定した区間の改良工事、維持又は修繕は、振興開発計画に基づいて建設大臣が行なうことができるものとすること。

2 前項の指定は、沖縄県知事の申請に基づいて行なうものとすること。

3 建設大臣は、沖縄の振興開発のため特に必要があると認めるときは、特定多目的ダム法の規定にかかわらず、第一項の規定により指定された二級河川の区間内の多目的ダムの建設又は管理を行なうことができるものとすること。

第七 沖縄の港湾にかかる特例

沖縄の区域内の港湾で振興開発のため特に必要があるものとして運輸

大臣が沖縄開発庁長官と協議して指定したるものにかかる工事については、

振興開発計画に基づいて運輸大臣が行なうことができるものとすること。

前項の指定は、港湾管理者の申請に基づいて行なうものとすること。

第八 国有財産の譲渡等

国は、関係地方公共団体が振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、法令の規定による場合を除くほか、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体に対して、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸付けることができるものとすること。

第九 地方債の特別措置

地方公共団体が振興開発計画に基づいて行なう事業に要する経費に充てるため起す地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするとともに、資金事情の許す限り政府資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとすること。

第三章 産業振興のための特別措置

第十 工業開発地区の指定

沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経て振興開発計画において工業の開発を図ることが適當とされる地域で政令で定める要件を備えているものを工業開発地区として指定することができるものとすること。

第十一 指定事業に係る土地の譲渡に係る所得税の軽減

第十二 指定事業に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例

第十三 指定事業に係る減価償却の特例

第十四 指定事業に係る地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

第十五 指定事業に係る資金の確保

第十六 施設の整備等

国及び地方公共団体は、工業開発地区内の工業の開発を促進するために必要な工場用地、道路、港湾施設、工業用水道、通信運輸施設及び工業開発地区内の工場に使用される者に対してその就業上の必要な教育又は職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めるものとすること。

第十七 農地法等による処分についての配慮

国の行政機関の長又は沖縄県知事は、工業開発地区的土地について、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、工業開発地区内の工業が促進されるよう配慮するものとすること。

第十八 市町村における基幹道路の整備

基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的農道、林道及び漁港関連道で市町村の振興開発のために特に必要があるものとして関係行政機関の長が沖縄開発庁長官と協議して指定したもの的新設又は改築については、他の法令の規定にかかわらず、沖縄県が行なうことができるものとすること。

前項の指定は、沖縄県知事の申請に基づいて行なうものとすること。
沖縄県知事は、申請するにあたつては、あらかじめ関係市町村長と協議しなければならないものとすること。

第十九 医療の確保

沖縄県知事は、無医地区に關し、次に掲げる事業を実施しなければならないものとすること。

- 一 診療所の設置
 - 二 患者輸送車（患者輸送船及び患者輸送機を含む。）の整備
 - 三 定期的な巡回診療
 - 四 保健婦の配置
 - 五 公的医療機関の協力体制の整備
 - 六 その他無医地区的医療の確保に必要な事業
- 2 沖縄県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、国に対し、医師又は歯科医師の派遣を求めることができるものとすること。
- 3 沖縄県知事は、第一項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができるものとすること。
- 一 医師又は歯科医師の派遣

二、巡回診療車による巡回診療

第二十 交通の確保

國の行政機關は、沖縄県の市町村が、その区域内で他に一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者がないない地域について、一般乗合旅客自動車、車両運送事業を經營し、又は自家用自動車を共同で使用し、若しくは有償にて運送の用に供するときは、道路運送法に基づく免許、許可又は認可について適切な配慮をするものとすること。

第二十一 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

國は、離島及び前条の規定により指定された地域内で、市町村の住民が行なう住宅の建設又は住宅の建設に附屬する土地又は借地権の取得が円滑に行なわれるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとすること。

第二十二 國の資金の貸付けについての配慮

國は、離島及び前条の規定により指定された地域内で、市町村の住民が行なう住宅の建設又は住宅の建設に附屬する土地又は借地権の取得が円滑に行なわれるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとすること。
2 國は、離島及び前条の規定により指定された地域内で農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業を営む者に対し、その者が農林省令で定めるところにより作成した農林漁業經營改善計画であつて農林省令で定める基準に適合する旨の沖縄県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとすること。

第五章 沖縄振興開発審議会

第二十三 沖縄振興開発審議会の設置及び権限

この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他沖縄の振興開発に関する重要な事項を調査審議するため、沖縄開発庁に沖縄振興開発審議会を置くものとすること。

2 審議会は、沖縄の振興開発に関する重要な事項につき、沖縄開発庁長官に対し意見を申し出ることができるものとすること。

沖縄開発庁設置法案骨子

第一

沖縄開発庁の設置
國家行政組織法の規定に基づいて、總理府の外局として、沖縄開発庁（以下「開発庁」という。）を設置すること。

第二

任務

開発庁は、沖縄における經濟の振興及び社会の開発を図るため、総合的な施策を策定し、及び推進し、並びにその施策の実施に關して関係行政機関の事務を総合調整することを主たる任務とすること。

第三

所掌事務及び権限

開発庁の主な所掌事務及び権限は、次のとおりとすること。

一 沖縄振興開発特別措置法に基づく沖縄振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を策定し、及びその策定のため必要な調査を行ない、並びに振興開発計画に基づく事業の実施を推進すること。

二 振興開発計画に定めるもののほか、沖縄が長期間にわたつてわが国の施政権の外にあつたこと等による特殊事情にかんがみ、特に必要とされる施策を調査し、企画し、及び推進すること。

三 振興開発計画に基づく事業の実施及び前記二に掲げる施策の実施に関する、関係行政機関の事務の調整を行なうこと。

四 振興開発計画及び前記二に掲げる施策に基づく事業で政令で定めるものの経費に関する見積りを行ない、並びにこれらの事業で政令で定めるもの以外のものの経費に関する見積りの方針の調整を行なうこと。

五 沖縄振興開発金融公庫を監督すること。

六 沖縄の復帰に伴なう特別措置に関する法律の実施に關し、関係行政機関の事務の調整を行なうこと。

七 前記に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき開発庁の所掌に屬することとされた事務を行なうこと。

第四 組織

- 1 開発庁の長は、沖縄開発庁長官とし、國務大臣をもつてあること。
- 2 沖縄開発庁長官（以下「長官」という。）は、開発庁の所掌事務を遂行するため必要がある場合には、関係行政機関の長に対し資料の提出及び説明その他必要な協力を求め、並びに特に必要があると認めるとときは、振興開発計画に基づく事業の実施及び第三の二に掲げる施策の実施に關し勧告し、及びその勧告に基づいてとられた措置について報告を求めることができること。
- 3 開発庁の内部部局として、長官官房及び次の二局を置くこと。

計画局
振興局

- 4 開発庁の附属機関として、沖縄振興開発審議会を置くこと。

第五 沖縄総合事務局

及び沖縄振興開発金融公庫運営協議会

- 1 開発庁の機関として、那覇市に沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）を置くこと。
- 2 総合事務局が所掌する事務の範囲は、次のとおりとすること。
 - 1 沖縄における次に掲げる事務を行なうこと。
 - ア 行政管理庁設置法第三条の二第七項に掲げる事務
 - イ 大蔵省設置法第十九条に掲げる事務
 - ウ 農林省設置法第三十六条に掲げる事務並びに同法第六十一一条、第六十二条及び第七十七条から第七十九条までに掲げる事務の一部を分掌する事務
 - エ 通商産業省設置法第二十七条に掲げる事務
 - 2 第三に掲げる開発庁の所掌事務に關し、必要な調査を行ない、及びその他必要な措置を講ずること。

3

前記の二に掲げる事務については、当該事務に関する主務大臣が総合事務局長を指揮監督すること。

第六 施行期日

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行すること。

北方対策本部設置法案骨子

第一 北方対策本部の設置
国家行政組織法第八条第一項の規定に基づき、総理府に北方対策本部を設置すること。

第二 任務
北方対策本部は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るため、北方地域に係る国の行政事務へ外務省の所掌に属する事務を除く。」を総合的に行なうことを中心とする任務とすること。

第三 所掌事務

北方対策本部の所掌事務を次のとおりとすること。

一 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての調査研究、関係資料の収集分析、及び国民世論の啓発を行なうこと。

二 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の実

施の推進及び調整を行なうこと。

三 その他関係行政機関の事務の総合調整、北方領土問題対策協会の監督等沖縄・北方対策庁の権限として規定された北方地域に関する事務を引き継ぎ行なうこと。

第四 組織等

1 北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、總理府總務長官をもつて充てること。

2 北方対策本部長は、北方対策本部の所掌事務を遂行するために必要がある場合には、関係行政機関の長に対して協力を求め、又は意見を述べることができること。

3 北方対策本部に、北方対策副本部長を置き、總理府總務副長官をもつて充てること。及び次長その他の職員を置くこと。

沖縄振興開発金融公庫法案骨子

(目的)

第一 沖縄振興開発金融公庫（仮称）は、沖縄県と沖縄県以外の地域との格差をすみやかに是正するとともに、沖縄県における産業の振興及び社会の開発を促進するため、必要な資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とすること。

(事務所)

第二 沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）は、主たる事務所を置くこと。

2 公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第三 公庫の資本金は、政府があらたに一般会計から出資する額と第十五

項により政府から出資があつたものとされた額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内で、公庫に追加して出資することができる。

(運営協議会)

第四 沖縄開発庁に、沖縄振興開発金融公庫運営協議会（以下「協議会」という。）を置くこと。

2 協議会は、主務大臣の諮問に応じて又は必要があると認めるときは、自ら公庫の運営に関する重要事項につき、意見を述べることができる。

3 協議会は、委員一人以内をもつて組織し、次に掲げる者をもつてあ

ること。

- 一 関係行政機関を代表する者各一人
- 二 沖縄県を代表する者一人

三、学識経験者 人

- 4 前号に掲げる委員は、主務大臣が任命し、その任期は二年とすること。
- 5 委員のうちから、委員長一人、副委員長一人を互選すること。

(役員)

- 5 公庫に役員として、総裁一人、副総裁一人、理事一人以内及び監事一人以内を置くこと。

(業務の範囲)

- 6 公庫は、第一項の目的を達成するため、沖縄県において次に掲げる業務を行なうこと。

一 沖縄県の産業の振興開発に寄与する事業を営む者に對して、当該事業に係る設備に必要な長期の資金を貸し付けること。

二 沖縄県に住所を有する者に對して、恩給等を担保として小口の資金を貸し付け又は沖縄県に住所を有する者で適切な事業計画を持つもの

に対して、生業資金の小口貸付を行なうこと。

三 中小企業者へ中小企業者の範囲は、政令で定める。に對して、そ

の事業の振興に必要な設備資金及び長期運転資金を貸し付けること。

四 病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する者に對し、當該施設の設置、整備又は運営に必要な資金を貸し付けること。

五 環境衛生關係營業者等で政令で定めるものに對して、設備資金又は運転資金を貸し付けること。

六 農業、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人等に對して、政令で定める長期資金を貸し付けること。

七 沖縄県に住所を有し、自ら居住するため住宅を必要とする者等に對して、住宅の建設及び宅地の取得造成に必要な資金等を貸し付けること（貸付の対象及び資金の使途は、政令で定める。）。

八 その他沖縄県の事情により、特に必要と認められる資金を貸し付け

ること（貸付の対象及び資金の使途は、政令で定める。）

2 公庫は、前号に掲げる業務のほか、第十四項により承継した権利及び義務の処理に関する業務を行なうこと。

（業務の委託）

第七 公庫は、主務大臣の認可を受けて金融機関又は地方公共団体に対し、その業務の一部を委託することができること。

（業務方法書）

第八 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬこと。

2 業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこと。
一 貸付金の用途、貸付の対象、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方針、担保に関する事項等貸付に関する業務の方法

二 業務委託の基準

（事業計画及び資金計画）

第九 公庫は、四半期ごとに事業計画及び資金計画を作成して主務大臣の認可を受けなければならぬこと。

（振興開発債券の発行）

第十 公庫は、資本金の額の二十倍に相当する金額を限度として、振興開発債券を発行することができること。

（宅地債券の発行）

第十一 公庫は、会社その他の法人が公庫の貸付を受けて造成する土地を譲り受けることを希望する者が引き受けべきものとして、宅地債券を発行することができること。

（借入金）

第十二 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができること。

(監督)

第十三 公庫は、主務大臣が監督すること。主務大臣は、
とすること。

2 主務大臣は、公庫に対して業務に関し、監督上必要な命令をすること
ができること。

(権利義務の承継)

第十四 公庫は、次の権利義務を承継すること（その範囲その他細目は
政令で定めること。）

1 琉球開発金融公社及び大衆金融公庫の権利義務
2 琉球政府の産業開発資金金融通特別会計、運搬船建造資金金融通特別会計、
住宅建設資金金融通特別会計及び農林漁業資金金融通特別会計へ以下「特別
会計等」という。」の権利義務

(出資)

第十五 前項の規定による権利義務の承継に伴い、次の金額は、政府から
公庫に出資されたものとされること。

1 琉球開発金融公社及び大衆金融公庫の資本金、積立金等で政令で定め
るものとの金額に相当する金額
2 琉球政府の特別会計等の資産の価額が負債の価額をこえるときは、そ
のこえる部分の価額に相当する金額

(承継債権の消却)

第十六 公庫は第十四項の規定により承継した貸付金債権を公庫成立の日
から一年以内に消却する場合には、主務大臣の承認を受け、当該消却に
必要な金額の範囲内において第十五項の規定により出資があつたものと
される金額を減少することができる。

(附則)

1 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させ

ること。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に對して

資本金の払込みの請求をしなければならないこと。

3 設立委員は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）の発効の日の前日までに設立の準備を完了し、その事務を総裁となるべき者に引継がなければならないこと。

4 公庫は、協定の発効の日に成立すること。

秘

第九章 電波法関係

(無線局の免許の承継)

第一条 この法律の施行の際現に琉球政府が沖縄の電波法(一千九百五十五年立法第八十号)の規定により開設している無線局の免許人の地位は、当該無線局がその用に供せられる事務の引継の区別に応じ、その時において國又は地方公共団体が承継する。

第二条 この法律の施行の際現に琉球公社又は沖縄放送協会が沖縄の電波法の規定により開設している無線局の免許人の地位は、その時においてそれぞれ公社又は日本放送協会が承継する。

第三条 前二項の規定は、予備免許を受けている無線局の場合に準用する。
(ヴォイス・オーヴ・アメリカ中継局に関する特例)

第四条 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間

別添1.

の協定第八条に規定するヴォイス・オーヴ・アメリカ中継局については、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定にかかわらず、同条に規定するところによる。

(無線局の免許の特例)

第一条 この法律の施行の際現に沖縄において開設されている無線局(沖縄の電波法の規定により開設されているもの及び前条に規定するものを除く。)のうち政令で定めるものは、電波法第四条第一項の規定により郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該無線局の免許の有効期間は、この法律の施行の日から起算して五年をこえたる範囲内において政令で定める。

(電波監理審議会の委員の任命に関する特例)

第二条 沖縄の法令により禁錮以上の刑に処された者又は琉球政府公務員と

秘

第十六章 電波法関係

(郵政大臣の免許を受けたものとみなす無線局等)

第〇条 法第〇条の規定により郵政大臣の免許を受けたものとみなす無線局は、次の各号に掲げる無線局とし、当該無線局の免許の有効期間は、当該各号に掲げるとおりとする。

一 日本人、日本法人又は琉球法人が米国琉球民政府高等弁務官の免許を受けた無線局 一年間

二 アメリカ合衆国(以下この条において「合衆国」という。)の連邦政府の機関又は軍隊が設置していた無線局の無線設備を国が引き続き使用して開設している無線局 一年間

三 琉球電力公社又は琉球水道公社が設置していた無線局の無線設備をそれぞれ〔 〕又は沖縄県が引き続き使用して開設している

無線局 一年間

四 航空通信事業又は航空運送事業を営む合衆国法人が米国琉球民政府高等弁務官の免許を受けた無線局 一年間

五 石油精製事業又は船舶物資補給事業を営む合衆国法人が米国琉球民政府高等弁務官の免許を受けた無線局 一年間

六 合衆国法人たる極東放送会社が米国琉球民政府高等弁務官の免許を受けた次に掲げる無線局 それぞれ次に掲げる期間

イ 英語による放送を行なう放送局 五年間
ロ 日本語による放送を行なう放送局 一年間

ハ イ又はロに掲げる放送局の業務を円滑に遂行するため開設された無線局 一年間

2 前項各号に掲げる無線局に対する電波法(昭和二十五年法律第百三十

別添乙

して懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者は、それぞれ電波法第九十九条の三第三項第一号又は第二号に該当する者とみなす。

(この法律の施行前にした処分等の特例)

第二条、沖縄の電波法、放送法（千九百六十七年立法第百二十二号）若しくはこれらに基づく命令又はこれらに基づく琉球政府行政主席の処分に違反した者は、電波法、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）若しくはこれらに基づく命令又はこれらに基づく郵政大臣若しくは地方電波監理局長の処分に違反した者とみなして、電波法（第九章を除く。）を適用する。

(無線局及び無線従事者の免許の取消し等)

第三条 第十二条の規定に基づく命令（電波及び放送の規律に関する事項に係るものに限る。）又はこれに基づく処分に違反した者は、電波法に基づく命令又はこれに基づく処分に違反した者とみなして、同法第七十六条又は第七十九条の規定を適用する。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（仮称）に規定すべき
実体的事項（案）

- アメリカ局長
参事官
北米オ一課長
安全保障課長
条約課長
1
8/24
付兼行より送付越へるもの。
1. 施政権の承継に直接由来する事項
（1） 沖縄選出国会議員の地位の承継に關すること。
現地裁判所の行きつた民事裁判の効力の承継に關すること。
復帰前に行なわれた現地法令違反の行為に係る刑事事件の処理
（2） 関すること（復帰前に現地裁判所が言い渡した裁判の執行に關
することを含む。）。
（3） 沖縄県の設置（復活）と行政分離前に沖縄県が有して、いた権利
義務の帰属に關すること。
（4） 琉球政府の消滅に伴う措置に關すること。
（5） アノ琉球政府の権利義務の國、沖縄県等への承継
イ 琉球政府の法令で、地方公共団体の条例、規則等に相當する
の特例

もののが力の承継

ウ 琉球政府の職員の承継

エ 琉球政府の一九七二年度の決算の処理

（6） 沖縄県の発足に伴う措置に關すること。

ア 発足当初の県議会議員、県知事その他の特別職の職員の選任

イ 発足に当たつて必要とされる条例、規則等の制定の特例

ウ 発足当初の予算の作成手続の特例

（7） 市町村の発足に伴う措置に關すること。

ア 沖縄法による市町村の人格の承継

イ 沖縄法による市町村の議会議員、長その他の職員の身分の承
継

ウ 沖縄法による市町村の制定した条例、規則等の効力の承継

エ

沖縄法による市町村の一九七二年度決算の処理
オ 発足当初の予算の作成手続の特例

カ 行政分離前の市町村が有していた権利義務の帰属

(8) 教育区の消滅に伴う措置に関する事項。

ア 教育区の権利義務の承継

イ 教育区の教育委員会委員及び職員の承継

(9) 米国民政府の機関たる法人及び琉球政府の設立した特殊法人の

権利義務の承継に関する事項。

(10) 通貨の交換及び債権債務の単位の切替えに関する事項。

2 復帰前に行なわれた私人間の法律行為の効力を否定し又は変更する等私権の制限又は調整に関する事項

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する既存の契約を無効とする措置に関する事項。

(2) 土地所有権の時効取得の特例の取扱いに関する事項。

(3) 著作権等の取扱いに関する事項。

(4) 復帰前に行なわれた農地の権利移動、賃貸借の解約等の取扱いに関する事項。

(5) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権の取扱いに関する事項。

(6) 既存の自動車損害賠償保険契約の取扱いに関する事項。

3 復帰前に行なわれた行為で沖縄が分離されていたために本土法上罪とされていだものの復帰後の処罰に関する事項

4 復帰前に行なわれた行為又はそのような行為と関連した復帰後の行為を理由にして復帰後不利益な取扱い（刑罰、行政罰、懲戒罰等）をすることに関する事項。

(1) 犯罪の構成要件をなす数個の事実が、復帰時の前と後に別個に発生した場合における刑罰法規の適用に関する事項。

(2)

過料の対象とされていた復帰前の行為について復帰後に過料を科することができるとしてする措置に關すること。

(3)

復帰前の選挙犯罪を理由にして復帰後に選挙権及び被選挙権を認めないこととする措置に關すること。

(4)

復帰前の行為を理由にして復帰後に免許、許可等の取消し又は新たな免許、許可等の拒否及び行政庁等による懲戒又は弁償責任の追求をすることができるとしてする措置に關すること。

5

沖縄の社会的実態、特殊性等に応じた新たな制度の創設としての性格の強い事項

(1)

講和前の人身損害等に対する措置に關すること。

(2) 沖縄に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供する土地等の一時使用の制度に關すること。

(3)

所有者不明土地及び市町村非細分土地の取扱いに關すること。

6

本土の制度と大幅に異なつてゐる沖縄の制度の取扱いに關する事項で住民の生活に重大な影響を与えるもの、本土と比べて大幅な特例となるもの又は住民が大きな関心をもつてゐると考えられるもの

(1)

車輛の右側通行に關すること。

(2)

外国人弁護士の取扱いに關すること。

(3)

国有財産へ国有林野を含む。の無償譲与、貸付け等に係る特例に關すること。

(4)

租税制度の切替えに伴う基本的措置に關すること。

(5)

既存の外資企業の取扱いに關すること。

(6)

医介輔、歯科介輔の取扱いに關すること。

(7)

社会保険制度の切替えに伴う基本的措置に關すること。

(8)

食糧管理制度の特例に關すること。

(9)

休暇買上げ制度の取扱いに關すること。

7 塩専売法、不正競争防止法その他の本土法の施行延期に関する事項

備考

1 ここに記載した事項は、昨年九月から十一月までの間に行なわれた各省庁の沖縄復帰準備状況説明に用いられた資料によつたものである。したがつて、その後各省庁の政策に変更があれば、これらの事項についても変更されることがある。

2 この資料には、そこに記載された事項等について、特定の政策が採用されるべきことを主張する趣旨はない。

3 ここに記載した事項以外の事項は、すべて委任に基づく政令（日本国憲法第七十七条规定する事項については、最高裁判所規則。以下同じ。）により措置されることになるが、

その結果、次のような事項は、当然、当該政令により措置されることになる。

- (1) 本土法に相当する沖縄法がある場合に、その沖縄法に基づく行為、处分、手続等を相当する本土法に基づくものとする経過的措置
- (2) 改正前の本土法に相当する沖縄法がある場合に、本土法の改正時の例に準じてする経過的措置
- (3) 本土法に相当する沖縄の制度がない場合に、本土法の制定時の例に準じてする経過的措置
- (4) その他引継ぎに伴う技術的・細目的事項についての経過的措置

4 法律事項とされたものの規定の仕振りについては、事柄の性質等に応じ次のような方式によるものとする。

- (1) それぞれの事項について、自足的・完結的に規定し、細目のみを政令に委任する方式
- (2) それぞれの事項について、さらにそのうち根幹的事項のみを法律で規定し、その他の事項はすべて政令に委任する方式
- (3) それぞれの事項について、実効のある部分はすべて政令に委任し、法律には政令の内容を示唆するスローガン的規定をおく方式

一号) 若しくは放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)又はこれらに基づく命令の適用に關する経過措置については、郵政省令で定める。

(無線局の免許の特例)

第一条 法の施行の際現に沖縄の電波法(千九百五十五年立法第八十号)の規定に基づき琉球政府行政主席の免許又は予備免許を受けている無線局は、郵政大臣が別に定めるものを除き、電波法第四条第一項又は第八条第一項の規定によりそれぞれ郵政大臣の免許又は予備免許を受けたものとみなす。この場合における電波法の適用に關する経過措置については、郵政省令で定める。

(無線従事者の免許の特例)

第二条 法の施行の際現に沖縄の電波法の規定に基づき琉球政府行政主席の免許を受けている無線従事者は、郵政省令で定めるところにより、

電波法第四十一条第一項の規定により郵政大臣の免許を受けたものとみなす。

(通信長の配置の特例)

第三条 法の施行の際現に沖縄の電波法第五十一条第一項に規定する第二種局乙の通信長の要件を備えている者で、電波法第五十条第一項に規定する第二種局乙又は第三種局甲の通信長の要件を備えていないものは、法の施行の日から起算して三年間は、電波法第五十条第一項に規定する第二種局乙又は第三種局甲(いづれも第二条に規定する郵政大臣の免許又は予備免許を受けた無線局とみなされたものに限る。)の通信長の要件を備えている者とみなす。

(無線従事者の特例)

第四条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる期間は、沖縄にお

いて從前の例により無線設備の操作に從事することを妨げない。

一 沖繩の電波法の一部を改正する立法（千九百六十九年立法第百二十九号）附則第四項に規定する者 法の施行の日から昭和四十九年八月二十九日まで

二 無線從事者操作範囲規則の一部を改正する規則（千九百六十九年規則第百六十号）附則第二項に規定する者 法の施行の日からその者が免許人である無線局の免許の有効期間の満了の日まで

三 無線從事者操作範囲規則の一部を改正する規則（千九百六十九年規則第百六十号）附則第三項に規定する者 法の施行の日から昭和四十九年十月二十八日まで

（異議申立ての経過措置）

第二条 法の施行の際現に沖繩の電波法の規定に基づき琉球政府行政主

席に提起されている異議の申立ては、法の施行の日において、郵政大臣に對して提起されたものとみなす。

第三条 前条に規定するものを除き、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）及び電波法第七章の規定は、沖繩の電波法又はこれに基づく命令の規定に基づく琉球政府行政主席の処分についても、適用する。ただし、沖繩の電波法の規定によつて生じた効力を妨げない。

2. 前項本文の場合において、異議申立て期間は、法の施行の日から起算するものとする。

（裁判管轄）

第一条 沖繩の電波法の規定に基づく琉球政府行政主席の処分に対する異議の申立てについての決定に対する取消しの訴え（異議の申立てを却下する決定に対するものを除く。）であつて、法の施行の際現に琉球政府の

高等裁判所又は那覇地方裁判所に係属しているものについては、琉球政府の高等裁判所又は那覇地方裁判所にした訴えの提起は、それぞれ最高裁判所又は東京高等裁判所にした訴えの提起とみなす。

(高周波利用設備の許可の特例)

第一条 法の施行の際に沖縄の電波法の規定に基づき琉球政府行政主席の許可を受けている高周波利用設備は、電波法第百条第一項の規定により郵政大臣の許可を受けたものとみなす。この場合における電波法の適用に関する経過措置については、郵政省令で定める。

(法の施行前にした処分等)

第二条 第一条、第二条、第三条及び第四条に規定するもののほか、沖縄の電波法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、電波法又はこれに基づく命令の規定に当該規定に相当する規定があるときは、その相当する規定によつてしたものとみなす。